

わたしの願い ～自分らしく生きるために～

新座市版エンディングノート

1 はじめに

・活用のポイント 2

2 わたしのこと

..... 3
・わたしの歴史 4
・わたしの夢 5
・今の健康状態 5
・わたしに関わる人たち 6

3 もしものとき

..... 7～10

4 亡くなったあとのこと

・葬儀・お墓のこと 11
・財産のこと 12～13
・ペットについて 13
・遺言書のこと 14
・個人情報・各種契約情報 15
・各種サービスについて 16
・もしものときの連絡リスト ... 17

5 大切な人へのメッセージ

..... 18

6 相談・問合せ先一覧

..... 19～22

名前



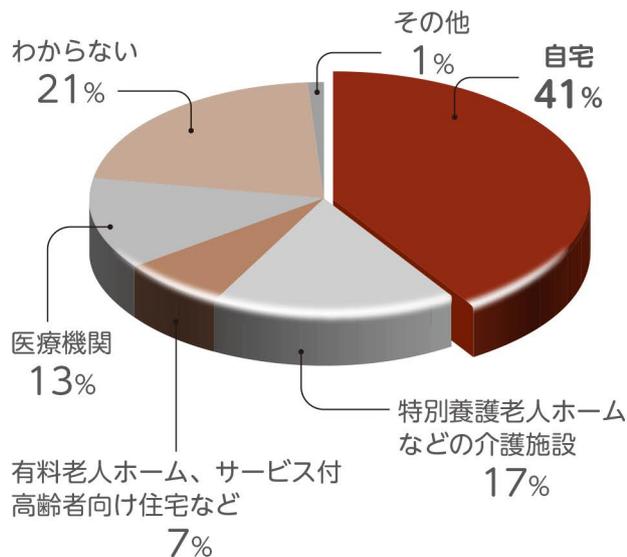


1 はじめに

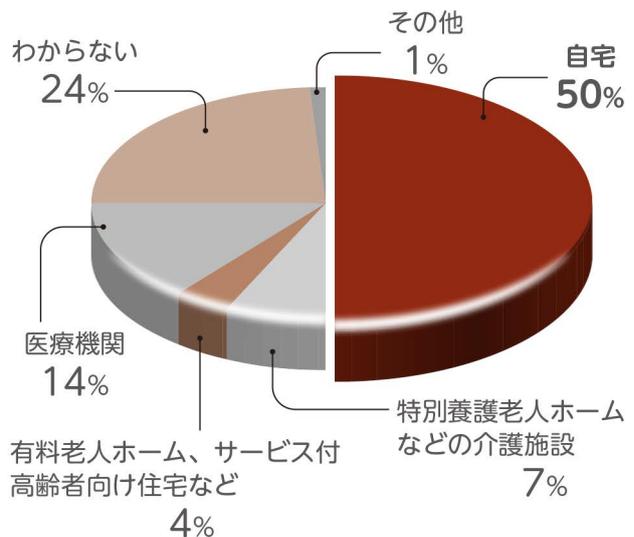
あなたは、これからどんな人生を過ごしたいですか。また、医療や介護が必要になった時、どこで、どのように暮らしたいでしょうか。

市が実施した調査では、「自宅で医療・介護を受けたい」、「最期は自宅で過ごしたい」と考えている方が多いことがわかりました。

自身が望む医療・介護の場所



人生の最期を迎えたい場所



出典：令和4年度新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
※グラフ表示において無回答の方は省略しています。

これからの人生を「わたし」らしく生きるためには、自分の望む生き方や人生の最終段階^(※)における医療やケアについて、家族や大切な人に伝えておくことが重要です。

新座市版エンディングノートは、市民の皆様が自分の望む生き方や今後の人生・医療・介護に関する意思決定などについて、家族や大切な人に伝えたい内容をわかりやすくまとめておくためのノートです。

エンディングノートを記入することは、人生の最終段階に向けた事前準備としてだけでなく、今をより良く生きるためのヒントを見いだす前向きな活動です。

エンディングノートを通じて、「未来」を考えてみましょう。

※人生の最終段階とは、医師を中心とした医療チームなどの判断により回復の見込みがない状態を指します。

活用のポイント

★ 鉛筆で書きましょう

一度記入しても、気持ちが変わったときに、何度書き直しをしても大丈夫です。いつでも変更できるように鉛筆で書きましょう。

また、定期的に見直すことをおすすめします。



©新座市2010

★ 自分が書きたいページから始めましょう

始めからノートの全てを埋める必要はありません。

まずは、書きやすいところから書き始めてみましょう。気持ちの整理ができ、ノート全体が書きやすくなります。

内容については、家族や大切な人、信頼できる医療・介護職に相談をしたり、意見を聞いてみるでもいいでしょう。

の欄には該当するところにチェックを記入しましょう。

★ このノートには法的効力はありません

遺言書など、法的効力を発生させる必要がある場合は、弁護士などの専門家へ相談を検討しましょう。

★ 保管には注意が必要です

必要な時にノートを確認できるよう、家族などの信頼できる方に必ず伝えておくことや、救急搬送されるような場合に備え、わかりやすい場所に保管しましょう。

★ ノートは2穴ファイルに綴って保管することをおすすめします

ノートと一緒に保管したいものや、書き足りないことを記した用紙などを自由に追加することができます。

★ 家族や大切な人と共有しましょう

あらかじめ書き終えたら、家族やこれからのことを託せる人と内容を共有しましょう。このノートを通して、あなたの信頼できる人達とお互いの絆をより深めることに繋がります。

記入日(更新日)		
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日



2 わたしのこと

フリガナ		生年月日	大正・昭和・平成		
名前			年	月	日
住所	〒				
電話		携帯電話			

わたしの好きなこと (もの)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

わたしの苦手なこと (もの)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

自由記載欄

好きなものや苦手なものは人それぞれです。
 気持ちよく日々を過ごすためにも「趣味」や「特技」、思い通りにならない時の「ストレス発散法」や「気分転換法」などを知ってもらいましょう。

わたしの歴史

歩んできた人生を振り返り、自分自身をほめてみましょう。また、自慢したいこと、誇れることなどを記入しましょう。

誕生～20歳ごろまで

こんなことも
書いてみよう

- ・生まれた場所
- ・こんな子どもだった
- ・夢中になったこと など

20～40歳代

- ・仕事のこと（職種・信念）
- ・結婚や出産、子どものこと
- ・影響を受けた人・恩人 など

50～60歳代

- ・仕事以外で力を入れてきた活動
- ・旅行した中で一番良かった場所
- ・この時期に始めた趣味 など

70歳～

- ・好きな居場所
- ・家族や友人との過ごし方
- ・体の不自由な箇所 など

わたしの夢

あなたが挑戦したいこと、続けたいこと、やりたいことを記入しましょう。



※叶えたらチェックをしましょう

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

- ・疎遠になっていた兄弟と親しくする
- ・自分史を完成させる
- ・全国の城巡りをする など

今の健康状態

治療中の病気	病院	担当科	担当医
			医師
今までかかった病気 アレルギーなど			
緊急時、医師や救急隊 に知らせたいことなど	例) 体の不自由な部分・ペースメーカーを入れている		
保険証・お薬手帳など の保管場所			
担当ケアマネジャー	事業所名：	名前：	

わたしに関わる人たち

(例)

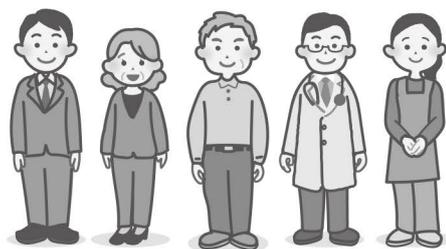
兄・一郎

友人○さん

わたし

ケアマネジャー

老人会



一人暮らしが不安になったら相談しましょう！

一人暮らしで急に具合が悪くなった時、すぐに家族や大切な人は気づいてくれないかもしれない。そんな不安がある方は、高齢者相談センターに相談しましょう。安心につながる方法を一緒に考えます。

※ 相談・問合せはP19参照



3 もしものとき

今はまだ先のことと思われるかもしれませんが、人生の中には、「突然の事故」「突然の病気」「認知症」などで、自分のことを自分で決めることができなくなってしまうことがあります。

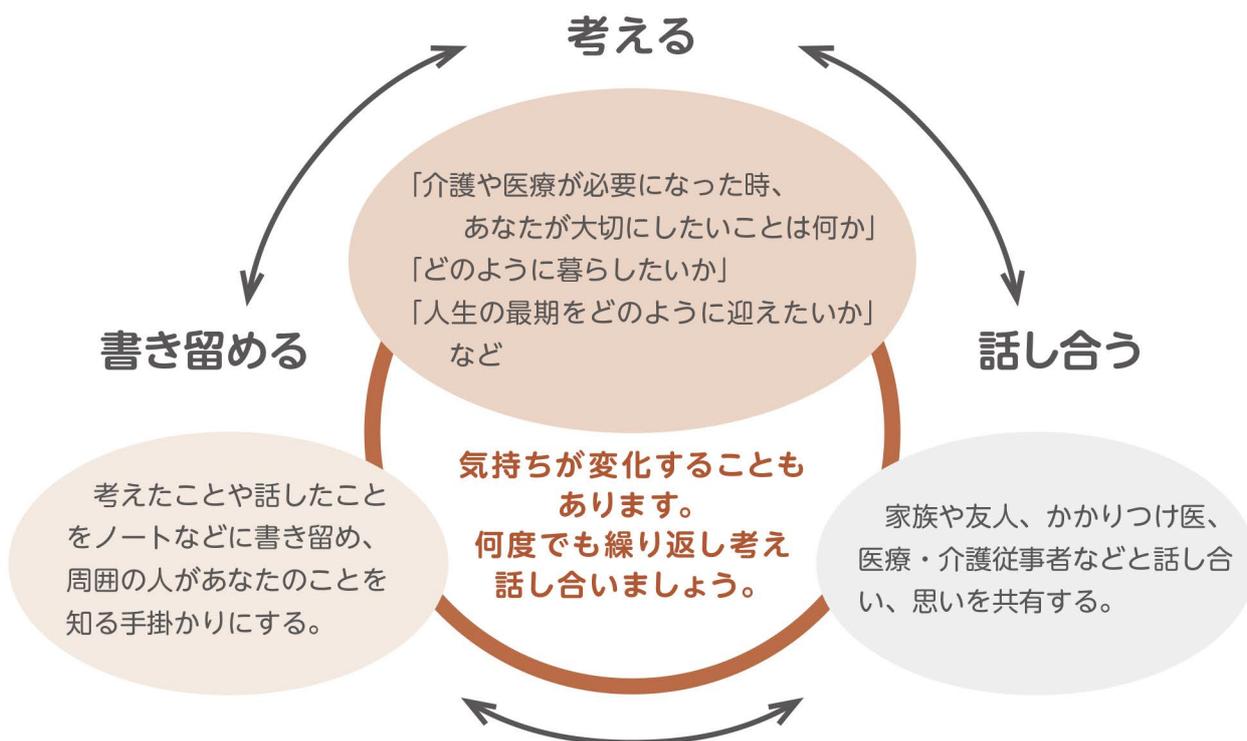
最期まで自分らしい人生を生きるためには、元気なうちに、人生の最終段階における医療やケア（介護含む）のことを考えておくことが大切です。



人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）とは

自分が望む医療やケアのことを前もって考え、話し合い、共有することを人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）と言います。

人生会議の進め方の例



人生会議に決まった議題はありません。人生会議の目的は、かけがえのない人生を豊かにすること。次ページ以降の項目を話し合ってみましょう。



話しづらい場合は、最期に食べたいものなど、話しやすいことからスタートしてもよいかもしれません。

加えて、選んだ理由を考えてみると自分の思いが整理できます。

介護が必要になった時に希望する介護者

- 家族（氏名： /続柄： ）
- 親戚（氏名： /続柄： ）
- 介護福祉士などの専門家
- 家族・親族の判断に任せる
- その他（ ）

介護してほしい場所

- 可能な限り自宅
- 家族・親族の家（氏名： /続柄： ）
- 施設・病院
- 家族・親族の判断に任せる
- その他（ ）

介護のための費用

- 自分の資産を使ってほしい
- 保険に加入している 保険名（ ）
- 家族・親族の判断に任せる
- その他（ ）

人生の最期を迎えたい場所

- 可能な限り自宅
- 特別養護老人ホームなどの介護施設
- 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅など
- 医療機関
- わからない
- その他（ ）



あなたが重大な病気になった場合

- 病名も余命も告知してほしい
- 病名は告知してほしいが、余命は告知してほしくない
- 病名も余命も告知してほしくない
- その他 ()



病気や認知症などで判断能力が低下した場合

- 家族や親族に任せたい →
- 任意後見人がいる →
- 成年後見制度を利用したい
(成年後見人などによる支援を受けたい)
- 人の支援は受けたくない
- わからない・決めかねている
- その他 ()

氏名	(続柄)	電 話	
		携帯電話	
住所			



成年後見制度とは

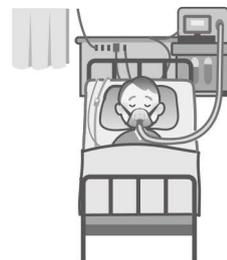
認知症などで判断能力が低下すると、身の回りのことや金銭・財産の管理が難しくなり、生活する上で支障が出てきます。そのようなときに、法的に権限を与えられた後見人などが本人に代わって手続きを行う制度を成年後見制度といいます。成年後見制度は以下の2つに分かれています。

- 任意後見制度…現在判断能力に衰えは見られない方が将来的な不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人と、サポートしてもらう内容を公正証書により決めておく制度です。手続きは公証人役場にて行います。
- 法定後見制度…すでに判断能力に衰えのある人が、財産管理や身上監護についての契約などを行うことを家庭裁判所が決定した後見人などによりサポートしてもらう制度です。

※ 相談・問合せはP 20参照

あなたが「生き続けることは大変かもしれない」と感じるとすれば、それはどのような状況になった時でしょうか

- 重体や危篤状態で、周りに自分の気持ちや考えを伝えられない
- 身体が自由に動かない
- 身の回りのことができない
- 医療的なケアがなければ自分で排泄することができない
- 口から食べたり飲んだりすることができない
- 機械の助けがないと生きられない(人工呼吸器など)
- 治すことができない辛い痛みが続く
- その他()



生きることができる時間が限られている場合に、あなたにとって大切なことはなんですか

記入例

- ・家族や友人のそばにいること
- ・痛みや苦しみが少ないこと
- ・尊厳が保たれること

治療やケアについて自分で決められなくなったら、代わりに決めてほしい人

氏名(間柄)	()	電 話	
住 所		携帯電話	
氏名(間柄)	()	電 話	
住 所		携帯電話	
氏名(間柄)	()	電 話	
住 所		携帯電話	

※配偶者・子ども・兄弟姉妹などの親族、友人、医療・介護職が当てはまります。複数でも構いません。



4 亡くなったあとのこと

葬儀・お墓のこと

① 喪主について

- 希望がある（氏名： 続柄： ）
 お任せする

② 葬儀の費用

- 用意してある（保管場所： ）
 私の貯金などでまかなってほしい
 その他（ ）



③ 葬儀の種類・場所

- 下枠のとおり希望がある
 最小限、最低限の形式でお任せする

希望する内容 例) 葬儀の種類・場所・宗教(宗派)・遺影など

④ お墓について

- 既に用意してある
（場所： 連絡先： ）
 お任せする
 下枠のとおり希望する

希望する内容 例) 場所や墓石・仏壇など



葬儀の事前準備

家族が亡くなった際、約4分の3は家族が亡くなってから6時間以内に葬儀社を決めているという報告があります。悲しみの中で十分な情報収集や検討ができないまま葬儀を決めると、後悔が残ってしまうことも。事前に意思を伝えておくことが必要です。

財産のこと



悪用される恐れがありますので、
通帳や印鑑の保管場所・暗証番号は絶対に記入しないください。

①預貯金

金融機関名		支店名／連絡先	
金融機関名		支店名／連絡先	
金融機関名		支店名／連絡先	

②年金

種類	証書番号	受取金融機関／連絡先

③生命保険・火災保険・地震保険など

保険の種類	会社名	支店名／連絡先

④株式・有価証券・投資信託など

会社名		支店名／連絡先	
会社名		支店名／連絡先	

⑤不動産

種類	用途	住所	持ち分
<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 私道			<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有 ()
<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 私道			<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有 ()
<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 私道			<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共有 ()

※種類…私道を選んだ方は協議内容などの継承についてご確認ください。

※用途…自宅の敷地、駐車場、貸与中など記入しましょう。

※持ち分…共有を選んだ方はだれとなのか()内に記入しましょう。

⑥負債

借入先		連絡先	
借入先		連絡先	
借入先		連絡先	

⑦その他の財産

種類		保管場所	
種類		保管場所	



建物は人が住んでいない状態で放置すると急速に傷み、価値が下がってしまいます。さらに建物の破損や衛生面の悪化によって、管理できない空家となり、トラブルや損害賠償につながる可能性があります。

また、令和6年4月から相続登記の申請が義務化され、それ以前の相続でも相続登記がされていないものは義務化の対象になります。家族や親族に負担をかけるために、建物の管理・相続・売却などについて事前に話し合しましょう。

ペットについて

ペットの名前	種類 (犬・猫など)	性別	年齢	備考

かかりつけの獣医

病院名 () 連絡先 ()

遺言書のこと

遺言書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
作成日	年 月 日
種類	<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言 <input type="checkbox"/> 公正証書遺言
保管場所 (保管者)	



遺言書について

遺言書とは、資産をどう受け継ぐか、生前に決めておくためのものです。お世話になった方への遺贈や社会貢献団体への寄付も可能にします。

※以下に当てはまる方には遺言書の作成をおすすめしています。

- 財産に不動産など分けにくいものがある
- 相続税の対象となる額の財産がある
- 子どもがいない
- 内縁関係にある
- 財産の一部を寄付したい



※遺言書には大きく分けて2種類あります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	自分で作成	公証役場で公証人が作成
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分で作成できる ● 気軽に書き直しができる ● 費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証人が作成するので不備がない ● 原本は公証役場で保管される ● 死後の検認が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 不備により無効になる可能性がある ● 紛失や改ざんの可能性がある※ ● 検認が必要※ 	<ul style="list-style-type: none"> ● ある程度の費用がかかるため気軽に書き直しできない

※自筆遺言証書では、法務局での自筆証書遺言保管制度というものがあります。それにより、デメリットの一部が解消できます。



相談・問合せはP19参照

個人情報・各種契約情報

もしもに備え、医療や公的なカードや証書、生活インフラの請求書などをまとめておきましょう。同居していない家族などにも分かるように、保管場所を伝えておきましょう。

	番号	その他
基礎年金番号		
健康保険証		
後期高齢者 医療保険証		
介護保険証		
運転免許証		
パスポート		
その他		

	契約会社	連絡先	支払方法
家賃			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い
電気			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い
ガス			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い
水道			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い
電話			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い
携帯電話			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い
新聞			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い
宅配 サービス			<input type="checkbox"/> 口座引き落とし <input type="checkbox"/> 現金払い

各種サービスについて

パソコンやスマートフォン、利用しているSNSなどデジタルサービス、ネット上の様々な取引やアカウント情報を記入しましょう。

	アカウント情報・契約会社・連絡先など
クレジットカード	
パソコン	
プロバイダー	
SNSなど デジタルサービス	

※亡くなった後に、これらの定期契約を停止・解約しておかないと、引き落としが継続してしまう可能性があります。



死後事務委任契約について

死後の様々な事務を第三者に生前に依頼し契約することを死後事務委任契約といいます。亡くなった後の葬儀や納骨、解約や返納など各種手続き（死後事務）を生前に弁護士、司法書士、社会福祉士などに委任しておきます。

※費用がかかります

もしものときの連絡リスト

 連絡してほしい人がいる 誰にも連絡しなくてよい

1	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
2	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
3	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
4	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
5	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
6	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
7	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
8	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
9	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話
10	氏名	間柄	電 話
	知らせたいタイミング (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 危篤 <input type="checkbox"/> 通夜・葬儀 <input type="checkbox"/> 葬儀後)		携帯電話



5 大切な人へのメッセージ

大切な人たちに「感謝の言葉」や「どうしても伝えたいこと」、「面と向かうと話せないこと」などを書いてみませんか。

_____ ^

年 月 日

※ここにメッセージを記すことに対し心理的に抵抗がある方は、封書にして貼付するか、封書の保管場所をここに記すなどしてご利用ください。



6 相談・問合せ先一覧

地域の身近な相談窓口（高齢者相談センター）

高齢者相談センターとは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、さまざまな面で支援を行う総合相談窓口です。高齢者の方に関する相談に、専門知識を持った社会福祉士・保健師（看護師）・主任ケアマネジャーが必要な機関と協力して対応します。

また、要支援1・2の認定を受けた方や、介護予防・生活支援サービス事業の対象者となった方の介護予防ケアマネジメントを行います。

センター名	住所	電話番号	担当地区
東部第一高齢者相談センター	片山1-9-1	048-480-5853	池田・道場 片山・野寺
東部第二高齢者相談センター	馬場1-2-35	048-480-7808	畑中・馬場 栄・新塚
西部高齢者相談センター	野火止4-14-20	048-477-1707	本多・あたご・菅沢 野火止(一～四丁目)
西堀・新堀高齢者相談センター	新堀1-13-5	042-497-8106	西堀・新堀
南部高齢者相談センター	堀ノ内2-9-31	048-487-8263	石神・栗原・堀ノ内
北部第一高齢者相談センター	東北2-1-17	048-486-5011	東北・東
野火止五～八丁目 高齢者相談センター	野火止6-16-15 2階	048-485-8936	野火止(五～八丁目)
北部第二高齢者相談センター	新座3-3-20-101号	048-485-8587	中野・大和田 新座・北野

相談・問合せ先一覧

時期	主な内容	電話番号	担当部署
生前	遺言に関する相談	04-2994-2323	所沢公証人役場 (公正証書遺言の作成)
		048-851-1000	さいたま地方法務局供託課 (自筆証書遺言書の保管のみ)
	相続登記の手続案内	048-476-1230	さいたま地方法務局 志木出張所
	消費生活相談	048-424-9162	新座市消費生活センター

時期	主な内容	電話番号	担当部署
生前	介護保険制度	048-477-6892	介護保険課
	高齢者のサービス	048-424-9611	長寿はつらつ課
	障がいのある方の福祉サービス	048-477-6891	障がい者福祉課
	成年後見制度に関する相談	048-423-2196	成年後見制度推進室
	成年後見制度に関する専門相談	048-857-1717 (土曜10時~13時)	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ埼玉
		048-710-5666 (9時~17時)	埼玉弁護士会 (法律相談センター)
		050-5527-9897 (木曜13時~16時)	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート埼玉支部
	成年後見制度に関する手続き案内	048-863-8816	さいたま家庭裁判所 後見センター
	認知症高齢者や障がいのある方の生活相談	P19参照	高齢者相談センター
		048-424-9611	長寿はつらつ課
		048-477-6891	障がい者福祉課 (障がいのある方)
		048-480-5153	基幹相談支援センター にいざ生活支援センター
		048-456-6051	基幹相談支援センター えん
	高齢者や障がいにより、判断能力が不十分な方の日常生活の支援	P19参照	高齢者相談センター
		048-480-5705	社会福祉法人 新座市社会福祉協議会
	空家に関する相談 (管理、相続、売却など)	048-477-4519	建築審査課
	福祉困りごと相談	048-477-1835	福祉相談室
	相続や遺言などの法律的な相談	048-477-1583	地域活動推進課
相続税など、国税に関する相談			
年金や社会保険に関する相談			
不動産の売買や賃貸などに関する相談	048-468-1717	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部	

時期	主な内容	電話番号	担当部署
死亡後 速やかに	国民年金・厚生年金保険の 未支給年金・遺族年金などに 関する手続き・相談 (※予約制)	049-242-2657	川越年金事務所
		ねんきんダイヤル 0570-05-1165	
		予約受付専用ダイヤル 0570-05-4890	
	相続税や所得税に関する相談	048-467-2211	朝霞税務署
	受給者証など(指定難病・肝 炎・被爆)の返納手続き	048-461-0468	朝霞保健所
	市税の引き落とし口座の変更	048-424-9602	納税課
	相続人代表指定の届出		
軽自動車などの名義変更	048-423-9470	原動機付自転車など：課税課	
	050-5540-2029	二輪：埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所	
	050-3816-3111	三、四輪：軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所	
死亡後	普通自動車の名義変更	050-5540-2029	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所
	検認(自筆の遺言書を保管・ 発見した場合)	遺言者の最終の住所地を管轄する家庭裁判所 (法務局に預けられている場合は検認の必要はありません。)	
	相続放棄など申立 (放棄をしたい方のみ)	被相続人最終の住所地を管轄する家庭裁判所 ※自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内	
	自筆証書遺言書に関する 各種証明書の請求	048-851-1000	さいたま地方法務局 供託課
	相続による所有権移転登記	048-476-1230	さいたま地方法務局 志木出張所
	相続登記に関するご相談 (※予約制)	048-838-7472	埼玉司法書士会 総合相談センター
	死亡退職金の請求	故人の勤務先	
	運転免許証の返納	048-482-0110	新座警察署
		048-543-2001	埼玉県警察運転免許センター
	パスポートの返納	048-424-9166	市民課
空家に関する相談 (管理、相続、売却など)	048-477-4519	建築審査課	
死亡から 7日以内	死亡届の提出	048-424-9603	市民課
	死体火(埋)葬許可証交付申請		

時期	主な内容	電話番号	担当部署	
死亡から10日以内	年金受給停止の手続き(厚生年金)	049-242-2657	川越年金事務所	
死亡から14日以内	年金受給停止の手続き(国民年金)	049-242-2657	川越年金事務所	
	世帯主変更の届出	048-424-2677	市民課	
	後期高齢者医療制度の手続き	048-424-9610	長寿はつらつ課	
	国民健康保険資格喪失の届出	048-424-4867	国保年金課	
	介護保険資格喪失の届出	048-424-9609	介護保険課	
死亡から6か月以内	雇用保険に関する未支給失業など給付の相談及び請求	048-463-2233	ハローワーク朝霞	
死亡から2年以内	国民年金の死亡一時金の請求(国民年金の加入の場合)	048-424-9612	国保年金課	
		049-242-2657	川越年金事務所	
	葬祭費の請求	国民健康保険被保険者の場合	048-477-1119	国保年金課
		後期高齢者医療保険被保険者の場合	048-424-9610	長寿はつらつ課
	高額医療費の申請	健康保険被保険者の場合	被保険者証に記載されている「〇〇健康組合」、「全国健康保険協会」、「〇〇共済組合」などの保険者	
		国民健康保険被保険者の場合	048-423-3622	国保年金課
		後期高齢者医療保険被保険者の場合	048-424-9610	長寿はつらつ課
	健康保険被保険者の場合	被保険者証に記載されている「〇〇健康組合」、「全国健康保険協会」、「〇〇共済組合」などの保険者		
労災保険の葬祭料又は葬祭給付の請求(労災で亡くなった場合)		048-600-4802	さいたま労働基準監督署	
死亡から3年以内	生命保険金の請求(保険の種類により異なります)	加入している生命保険会社		
死亡から5年以内	遺族基礎年金・寡婦年金の請求(国民年金加入の場合)	048-424-9612	国保年金課	
		049-242-2657	川越年金事務所	
	遺族厚生年金の請求	049-242-2657	川越年金事務所	
	労災遺族年金または一時金の請求(労災で亡くなった場合)	048-600-4802	さいたま労働基準監督署	



この新座市版エンディングノートは、医師や医療・
介護の専門職の方々（住民への普及啓発ワーキング
グループ）からご意見をいただき作成しました。

発行：新座市いきいき健康部介護保険課
電話：048-424-5186

